

**玉野光南高等学校コンプライアンスに係る校内ルール**  
**(教育活動におけるクラウドサービス利用に関するルール)**

令和2年5月16日改訂

- ①教育活動におけるクラウドサービスの利用に当たっては、「クラウドサービス利用に関する取扱手順」を遵守する。
- ②利用可能なクラウドサービスツールは、Zoom、G Suite for Education とする。
- ③新たなICTツールの利用に当たっては、校長の承認を得た上で、保護者の了解を必要とする。
- ④利用に当たってのアカウントは学校で管理しているもののみ使用可とする。(ログ等で使用履歴を確認できるようにする。)
- ⑤利用に当たっては、学校内で、勤務時間中に、学校の端末使用を原則とする。
- ⑥ZoomやG Suite for EducationのアプリMeet等で、対生徒一人とのやりとりは原則行わない。
- ⑦ZoomやG Suite for EducationのアプリMeet等の利用に当たっては、背景や周囲の声、発言内容に注意する。

**クラウドサービス利用に関する取扱手順**

(目的)

第1条 この取扱手順は、岡山県情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)第5章第2節第1項に関連し、クラウドサービスの利用に関して必要な事項を定めるものである。

(用語)

第2条 この取扱手順において「クラウドサービス」とは、インターネット上に情報を保存し、又は利用することをいう。

(例)G Suite等のオンライングループウェア利用等の業務全般をいう。

(適用範囲)

第3条 この取扱手順は、岡山県立玉野光南高等学校に適用する。

(利用の制限)

第4条 次に掲げる情報について、クラウドサービスの利用を許可する。

(1) セキュリティレベル1又は2に該当するもの。

(2) 授業に使用するプレゼンデータ、資料データ、生徒に提示するデータ等、教育活動においてクラウドサービスの利用が不可欠で、個人情報や生徒の成績等の重要な情報を含まないもの。

(3) 小テスト、振り返りシート等の簡易な試験データ。

(4) その他、特別な事情があり所属長が特に必要と認めて許可したものに関しては、この限りではない。

(管理)

第5条

1 クラウドサービスを利用するためのID及びパスワードは厳重に保管し、他に漏らしてはならない。

2 ID及びパスワードを紛失した場合は、直ちに所属長に報告するものとする。

3 他からのログインの形跡等、異常が発見された場合は直ちに所属長に報告し、クラウド内データの削除やログ解析等必要な措置を受けねばならない。

4 クラウドサービスへの情報の保存は必要最低限とし、必要でなくなったものは削除する等の適正な管理をしなければならない。

(監査)

第6条 管理部門(ICT管理)は、対策基準第18章第2節に基づき、必要が生じた場合は利用者の許可なく利用状況について監査(調査)を行い、本取扱手順に基づく適切な運用がなされているか確認を行うものとする。また、利用者の許可なくパスワード等を変更できるものとする。

(その他)

第7条 所属長は、本取扱手順に定めのない事項については、管理部門と協議を行った上で方針を定めるものとする。

附則

この取扱手順は、令和2年5月16日から施行する。